

# 板橋区パークマネジメントガイドライン



板橋区



# 目 次

<b>第1章 板橋区パークマネジメントガイドラインの策定にあたって</b>	
1 パークマネジメントとは	3
2 板橋区パークマネジメントガイドライン策定の目的	3
3 板橋区パークマネジメントガイドラインの位置づけ	4
4 板橋区パークマネジメントガイドラインの対象	4
<b>第2章 基礎条件</b>	
1 公園によりもたらされる効果	7
2 公園を取り巻く社会的動向	8
3 公園等の現状	9
4 公園の利用状況	10
5 住民管理	11
6 公園への意見	12
7 公園占用	12
8 公園のルール	13
9 公園の運営に関する課題の整理	14
<b>第3章 基本理念及び具体的な取り組み</b>	
1 基本理念	17
2 目標	18
3 施策展開	19
4 目標1 みんなで集える公園をつくります	20
施策1-① 公園を協働で運営していく制度の導入	20
施策1-② 公園づくりに気軽に参加できる仕組みの構築	22
施策1-③ イベント活動や交流の場としての利用の推進	24
5 目標2 いろいろなことができる公園をつくります	25
施策2-① 地域の特色に応じた公園づくり	25
施策2-② 公園の使い方や利用ルールなどの改定・検討	27
施策2-③ 安心・安全の確保	30
6 将来の公園のイメージ	32
7 リニューアルを予定している特色ある公園	33
<b>第4章 ガイドラインの運用に向けて</b>	
1 システム・推進方策	37
2 今後の予定	38
<b>資料編</b>	
1 公園を取り巻く社会的動向	資-1
2 区内の公園の概況	資-3
3 公園に関する区民アンケート	資-14
4 ヒアリング調査	資-35
5 策定の経過	資-41



# 第1章



## 板橋区パークマネジメント ガイドラインの策定にあたって

- 1 パークマネジメントとは
- 2 板橋区パークマネジメントガイドライン策定の目的
- 3 板橋区パークマネジメントガイドラインの位置づけ
- 4 板橋区パークマネジメントガイドラインの対象

# 板橋区パークマネジメントガイドラインの策定

誰からもわかりやすい明確な公園の運営方針を定め、めざすべき姿を実現するために、地域住民・団体などと連携し、適切な管理運営を継続的に行っていくことをパークマネジメントといたします。

板橋区では、公園が本来持つ様々な効果をより高く発揮させるために、今後の公園維持管理・運営の仕組みについて検討し、明らかになった課題に対応しながら、公園が地域の魅力となるとともに、適切な公園管理により周辺の価値を高めることをめざして、板橋区パークマネジメントガイドラインを策定します。

## 1 パークマネジメントとは

誰からもわかりやすい明確な公園の運営方針を定め、めざすべき姿を実現するために、地域住民・団体などと連携し、適切な管理運営を継続的に行っていくことをパークマネジメントといいます。



板橋区平和公園

## 2 板橋区パークマネジメントガイドライン策定の目的

公園は、従来の子どもの遊び場や区民の憩いの場としての機能とともに、防災性を高めるオープンスペースや都市環境を改善するまとまりのある緑の拠点としての機能を持ち、健康増進や地域コミュニティを活性化する舞台でもあります。

近年の公園を取り巻く社会状況は、柔軟な利用が進み、公園運営における住民参加が拡大するなど、大きく変化しています。その中で、板橋区においても公園をもっと柔軟に利用ができるようにしていくことや地域のコミュニティとしての機能を強化するなどの対応が求められています。

また、現在の板橋区の公園では、地域、規模、周辺的环境に関係なく一律な管理が行われていることや住民管理団体の高齢化に伴う担い手不足といった課題が生じています。

公園が本来持つ様々な効果をより高く発揮させるために、今後の公園維持管理・運営の仕組みについて検討し、明らかになった課題に対応しながら、公園が地域の魅力となるとともに、適切な公園管理により周辺の価値を高めることをめざして、板橋区パークマネジメントガイドラインを策定します。



赤塚植物園



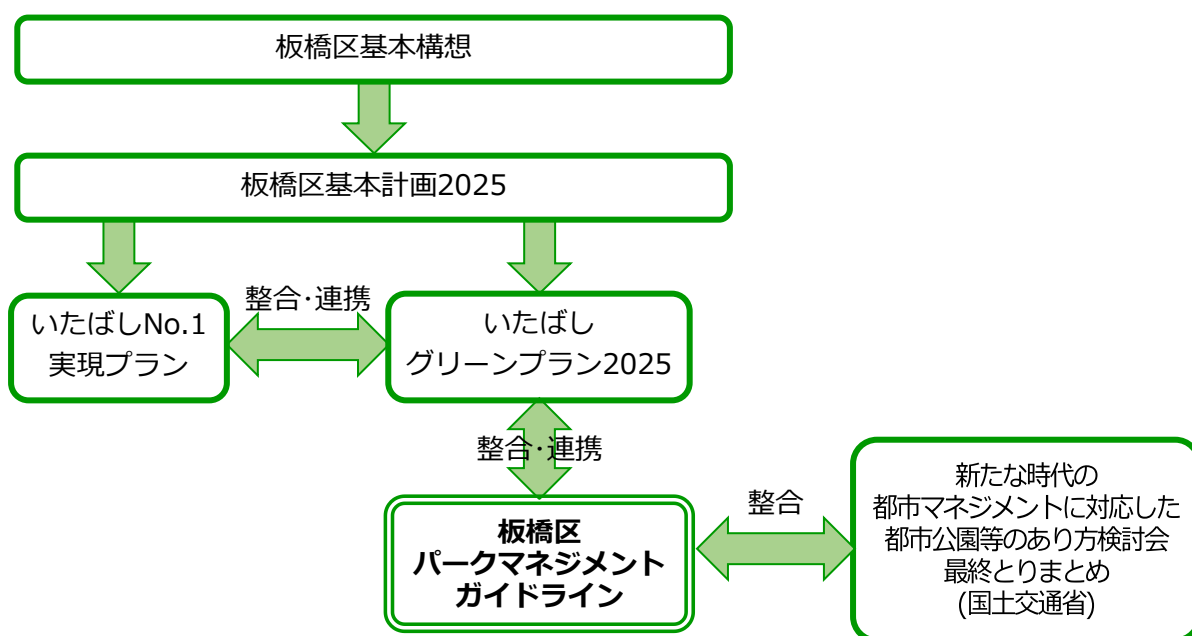
城北交通公園(城北公園)

### 3 板橋区パークマネジメントガイドラインの位置づけ

「板橋区基本計画2025」において、新たな時代に対応した公園管理・運営の手法の創出を掲げ、都市公園法第17条に基づく公園台帳の整備を進めるとともに、パークマネジメントによる公園運営を進めることとしています。

また、緑の基本計画である「いたばしグリーンプラン2020」においては「公園利用者の満足度を高め、さらなる公園の利用活性化をめざすためのパークマネジメント(公園管理)方針の検討を進めます。」との方針が定められています。

なお、本ガイドラインに掲げる重点施策については「いたばしグリーンプラン2025」の計画期間である2025年度までに取り組みを行っていきます。



### 4 板橋区パークマネジメントガイドラインの対象

板橋区が管理を行う、公園、緑道、緑地、遊び場などを対象とします。



## 第2章



### 基礎条件

- 1 公園によりもたらされる効果
- 2 公園を取り巻く社会的動向
- 3 公園等の現状
- 4 公園の利用状況
- 5 住民管理
- 6 公園への意見
- 7 公園占用
- 8 公園のルール
- 9 公園の運営に関する課題の整理

# 公園を取り巻く社会状況の変化と課題

平成29(2017)年に都市公園法が改正され、公園協議会の設置、Park-PFIの創設、保育所などの占有物件が追加されるなど、新たに公園を活用した事業展開の可能性が生まれています。

「柔軟なルールの設定」、「住民参加の拡大」、「公園の特色をより発揮させる公園づくり」、「適切な維持管理の実施」など公園運営に関する課題を整理し、公園が地域の魅力となり、周辺の価値を高める公園管理をめざしていきます。

## 1 公園によりもたらされる効果

公園は以下のような価値ある効果を有し、都市になくてはならない貴重なオープンスペースです。

### 子育て、教育

子どもの創造力を育む、健全な育成の場となります

### 健康・レクリエーション空間提供

レクリエーションの場となり心身の健康増進などにつながります

### コミュニティ形成

地域のコミュニティ活動の拠点となる場、区民参画の場となります

### 景観形成

季節感を享受できる景観の提供や、良好な街並みの形成に寄与します

### 文化伝承

地域の文化を伝承、地域の活動を発信する場となります

### 環境維持・改善

生物多様性の確保、都市環境の改善をもたらします

### 防災性向上

災害発生時の避難地、防災拠点などとなることによって都市の安全性を向上させます

### 観光振興

地域のにぎわい創出、観光客を心地よくもてなす場となります

### 経済活性化

企業活動の促進、雇用の創出などにより地域経済を活性化させます



宮本町37番遊び場



## 2 公園を取り巻く社会的動向

- ・都市公園法の改正

平成29(2017)年の改正により、公園協議会<sup>※1</sup>の設置、Park-PFI<sup>※2</sup>の創設が可能となり、保育所などが占用可能物件として追加されるなど、公園を活用した新たな事業展開の可能性が生まれています。

- ・新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会

国土交通省は平成28(2016)年に、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」を公表し、その中で今日の公園に求められるものとして「ストック効果<sup>※3</sup>の向上」、「民との連携の加速」、「都市公園の柔軟な利用」を示しました。



こども動物園親子まつり(東板橋公園)

※1 公園協議会とは

公園利用者の利便向上に必要な協議を行うための組織です。

※2 Park-PFIとは

飲食店や売店などの施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用した周辺施設の整備・改修を一体的に行う者を、公募により選定する公募設置管理制度のことです。

※3 スtock効果とは

整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果のことです。

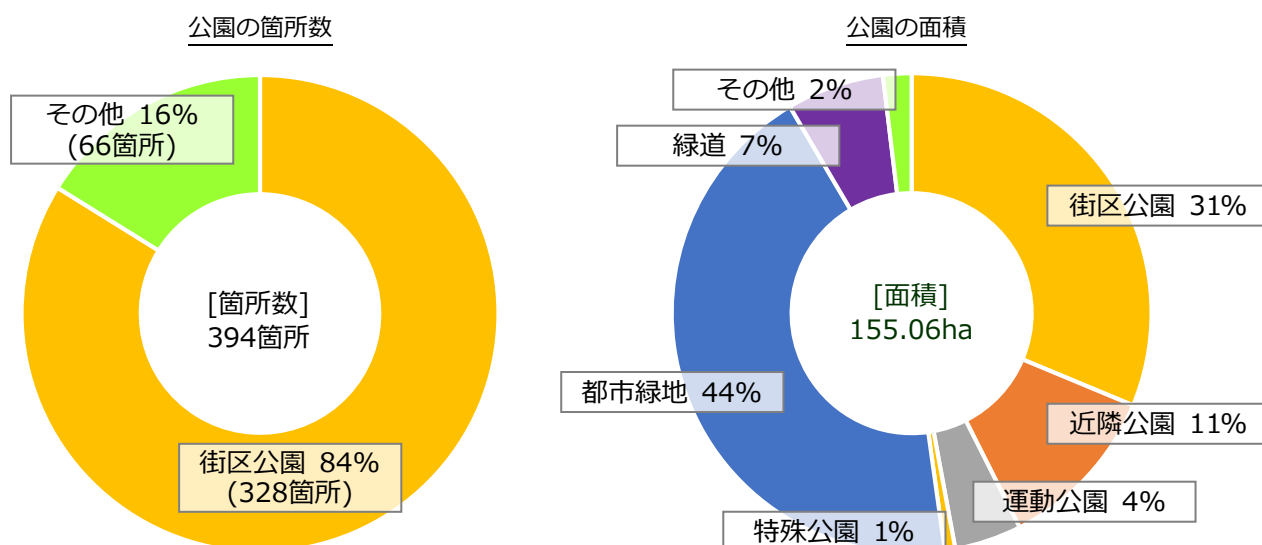
### 3 公園等の現状

区内には計394箇所、155.06haの都市公園等が整備されています(都立公園を含めた場合398箇所、202.15ha)。区の面積に対する都市公園面積の占める割合は5.87%で、「いたばしグリーンプラン2025」では2025年に、この数値を6.10%とする目標値を設定しています。

街区公園は328箇所あり、箇所数では83%を占めますが、面積では31%にとどまり、板橋区の公園の多くが、小さい身近な公園であることが分かります。

公園種別の種類と例

種別・箇所	概要・例
街区公園 (328箇所)	街区に居住する方の利用を目的とする公園 例:赤塚溜池公園、板橋公園、徳石公園など
近隣公園 (9箇所)	近隣に居住する方の利用を目的とする公園 例:板橋区平和公園、見次公園、城北公園、東板橋公園など
運動公園 (1箇所)	区民の運動の利用を目的とする公園 小豆沢公園
特殊公園 (1箇所)	動植物公園や歴史公園などの特殊な公園 赤塚植物園
都市緑地 (3箇所)	都市の自然保全や景観向上のための緑地 荒川戸田橋緑地、高島平緑地、大谷口北町緑地
緑道 (10箇所)	河川沿いや河川跡などに設けられる歩道 例:石神井川緑道など
その他 (42箇所)	小規模な広場や樹林地 例:えび山広場、大門の森など

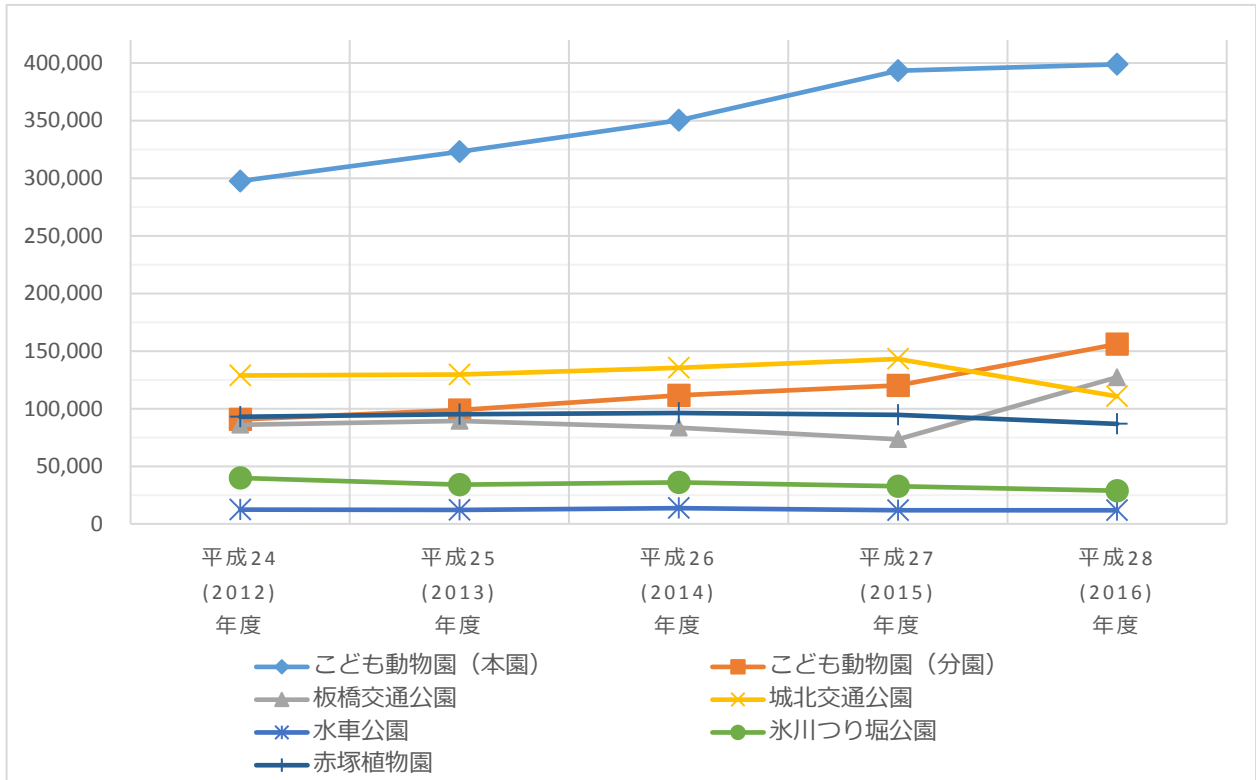


※区立公園のみ。平成29(2017)年11月1日現在

## 4 公園の利用状況

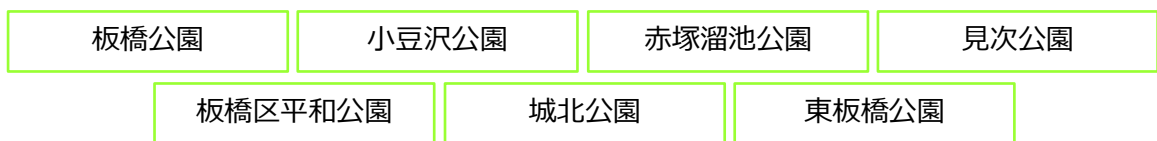
利用者数を把握している公園のうち、こども動物園(本園)は、顕著な増加傾向にあるものの、全体的には利用者数は横ばいとなっています。

公園の利用状況の推移 (単位:人)



### 「一番好きな公園について」(みどりに関する区民アンケートより)

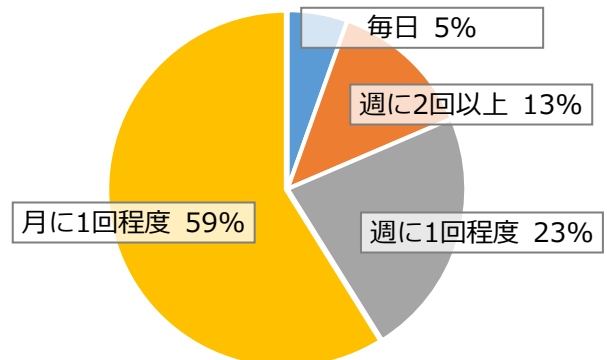
平成28(2016)年度に実施したアンケートにおいて、区立の公園では、主に以下の公園が挙げられました。



### 「公園の利用頻度について」

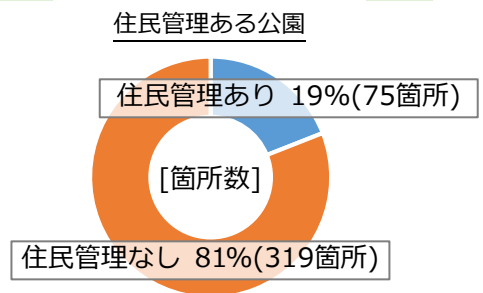
公園を利用する頻度は「月に1回程度」が59%と最も多く、「週に1回程度」が23%と続いています。

公園の利用頻度 (みどりに関する区民アンケートより)



## 5 住民管理

「地域がつくる公園制度」、「花づくりグループ」、「公園刈り込みボランティア」との協働により、区民が主体となった花壇管理や清掃活動などが一部の公園において行われていますが、後継者不足や団体会員の高齢化などが課題となっています。



### 「公園の区民協働管理制度の認知度について」(みどりに関する区民アンケートより)

平成28(2016)年度に実施したアンケートにおいて、これらの制度の認知度の低さが伺えます。

ボランティア制度の認知度 (みどりに関する区民アンケートより) (単位:%)

質問項目	参加している、参加したことがある	活動内容を含め知っている	名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない	知らない	回答数
1 地域がつくる公園制度	1.7	2.7	9.0	86.6	748
2 花づくりグループ	0.7	5.9	18.9	74.5	741
3 公園刈り込みボランティア	0.3	3.4	15.0	81.4	740

※構成比は小数第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

### 【現在の住民管理制度】

#### ① 地域がつくる公園制度

地域がつくる公園制度に基づく組織が、週1回以上の清掃、除草、巡回などを行う制度です。区は用具購入のための活動費や用具を収納する倉庫の設置などを助成しています。

#### ② 花づくりグループ

公園の花壇を地域の方々に開放し、花づくりを楽しんでいただきながら公園を美しくすることを目的とします。地域の方々がグループで行う公園花壇での花づくり活動に対して、区は春と秋の2回、花苗や肥料などの資材を提供しています。

#### ③ 公園刈り込みボランティア

誰でも気軽に参加できるボランティア活動で、広報紙などで募集した区民の方々が毎年5月から6月にかけて、公園のツツジなどの刈り込み作業に参加できる活動です。

### 「住民管理を行っている団体の声について」

実際に公園で活動されている方を対象に、活動を通じての喜びや課題などについてヒアリングを行いました。

「いつも清掃されていてきれい」と公園を使っている方から言われ、とても嬉しく感じます。

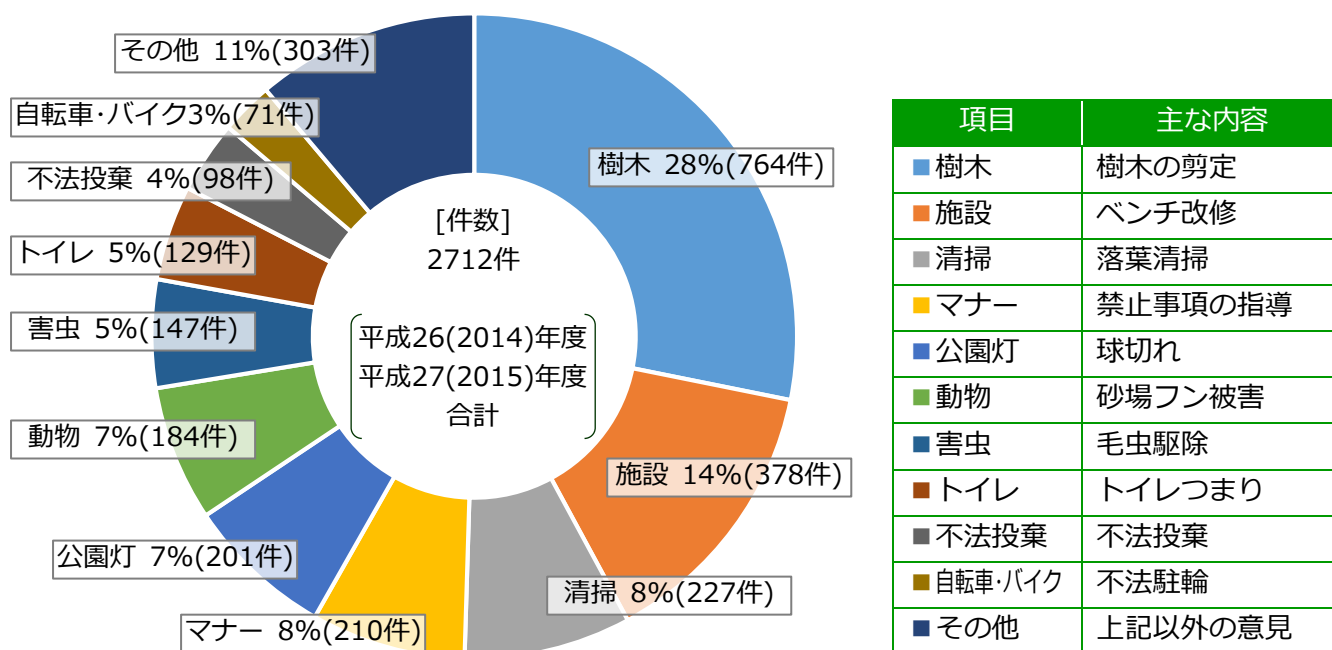
高齢に伴い、退会する人がいるときは、随時補充するようにしていますが、新しく人を募集するのが大変です。



## 6 公園への意見

平成26(2014)年度は1,416件(3.8件/日)、平成27(2015)年度は1,296件(3.5件/日)の意見が、区民の皆さんより寄せられています。内容は「樹木」に関するものが全体の28%と最も多く、次いで「施設」14%、「清掃」8%となっています。これらの要望の中には意見をいただく前に対応することが望ましいものもあり、予防保全管理を検討する必要があります。

平成26(2014)年度、平成27(2015)年度 公園への意見の項目と主な内容



## 7 公園占用

公園を、バーベキュー、お祭り、業務用撮影などで利用する際に必要となる公園占用許可については、例年900件程度の申請があります。

公園占用の推移

	平成24 (2012)年度	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度
件数	875件	975件	899件	926件	951件

※常時占用(公園内の公衆電話や防火水槽などの長期的なものを除く)



## 8 公園のルール

現在の公園は、「東京都板橋区立公園条例」で様々な行為が制限されています。これらのルールは、地域、規模、周辺の環境に関係なく、全ての公園で一律に制限されています。

主な公園ルールの現状

内容	現状のルール
犬の連れ込み	全ての公園において動物の連れ込みが禁止となっている。
喫煙	全ての公園で禁煙とはしていないが、子どもなどへの配慮から、受動喫煙防止の協力を促している。
花火	全ての公園において花火が禁止となっている。
ボール遊び	キャッチボール広場(15箇所)を除いては、公園における危険なボール遊びは禁止となっている。
自転車の乗入れ	全ての公園において自転車の乗り入れが禁止となっている。

### 「公園のルールについて」(みどりに関する区民アンケートより)

平成28(2016)年度に実施したアンケートにおいて、喫煙のルールについては「全公園で禁止すべき」が58.5%で多くなっていますが、その他のルールについては「公園によって定めるべき」、「公園のエリアごとに定めるべき」が高い割合を占め、柔軟な対応を求める割合が高くなっています。

公園ルールについて (みどりに関する区民アンケートより) (単位:%)

質問項目	全公園で禁止すべき	公園によって定めるべき	公園のエリアごとに定めるべき	全公園で認めるべき	わからない	
1. 犬の連れ込み	13.8	33.2	38.2	11.9	2.9	回答数=731
2. 喫煙	58.5	10.2	25.5	3.8	2.0	回答数=738
3. 花火	32.6	31.4	31.0	2.7	2.4	回答数=746
4. ボール遊び	7.2	30.3	48.9	11.9	1.6	回答数=732
5. 自転車の乗入れ	22.3	28.3	37.7	9.3	2.4	回答数=735

※構成比は小数第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

## 9 公園の運営に関する課題の整理

板橋区の公園の現状や区民アンケートの結果、以下の課題が挙げられます。

### ① 柔軟なルール設定

現状では公園における利用ルールがすべての公園で同じとなっています。区民アンケートではルールの考え方に対して柔軟な対応を求める意見も多くあります。今後は公園規模や実情に応じて公園のルールを決定していく必要があります。

### ② 住民参加の拡大

板橋区の公園のうち19%の公園では住民管理の取り組みが行われていますが、後継者不足などにより住民参加は広がっていないのが現状です。また、区民アンケートから、住民参加に関する取り組みについての認知度が低いことも分かりました。今後は住民参加を広げていく手法について整理する必要があります。

### ③ 特色ある公園づくりの推進

特色のある施設を活かした管理や、生物多様性の向上など、公園の特色をより発揮させる公園づくりを検討していく必要があります。

### ④ 適切な維持管理の実施

公園内の一部の施設においては事後保全での管理を行っていますが、支障が生じてからの対応は、公園利用にリスクが伴うだけでなく、補修対応による施設利用停止期間が長くなってしまいう問題があります。支障を未然に防ぐ予防保全を含めた管理基準の整理を行う必要があります。



西台公園